

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

#### 京都市上下水道局管理規程第14号

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第22条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第29条を次のように改める。

#### 第29条 削除

第33条中「不正使用発見処理手当,」を削る。

第35条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 正規の勤務時間を超えて、又は休日等に、勤務することを命じられて勤務した時間が1箇月について60時間を超えた職員に対しては、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その60時間を超えてした勤務1時間につき、第40条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

第37条第2項中「取得日数」の右に「又は取得時間数」を加える。

第37条の8第3項後段を次のように改める。

この場合において、同項中「代日休暇以外の特別休暇に対する承認、同条第2項の表第6号の規定による承認又は職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程（以下「職免規程」という。）第2条第7号の規定による承認で別に定める場合」とあるのは「同条第2項の表第6号の規定による承認」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)